

個人情報の利用目的について

B I P R O G Y健康保険組合（以下、「組合」という）は、個人情報保護法の規定に従い、その保有する個人情報に関し、その利用目的を下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

個人情報保護法第15条第1項において、個人情報の利用目的の特定が義務づけられており、同法第16条第1項において、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされています。

なお、同法第16条第3項において、「①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合には、個人情報の取扱いに関する制限の適用外とされています。

記

個人情報利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

①【組合の内部での利用に係る事例】

- ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理
- ・保険給付及び付加給付の実施
- ・番号法に定める利用事務

②【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払い
- ・海外療養費に係る翻訳のための外部委託
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償
- ・健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業
- ・番号法に定める情報連携
- ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

①【組合の内部での利用に係る事例】

- ・標準報酬月額及び標準賞与額の把握

- ・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収

3. 保健事業に必要な利用目的

①【組合の内部での利用に係る事例】

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・特定健診、保健指導の実施
- ・健康増進施設（保養所等）の運営

②【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
- ・医療機関への健診の委託
- ・健康増進施設（保養所等）の運営の委託
- ・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
- ・被保険者等への医療費通知及び給付金通知
- ・健康保険組合連合会主催の共同事業
- ・保健事業の事業実施（広報誌の配布、高齢者訪問指導事業等）に係る委託

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

①【組合の内部での利用に係る事例】

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

②【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

③【審査支払機関への情報提供を伴う事例】

- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

5. 組合の運営の安定化に必要な利用目的

①【組合の内部での利用に係る事例】

- ・医療費分析・疾病分析

②【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
- ・「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」作成・通知業務の外部委託
- ・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画

6. その他

①【組合の内部での利用に係る事例】

- ・健保の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- ・組合の管理運営業務に係る記録資料
- ・適正な経理事務の執行

②【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・業務の適正処理のための照会又は回答（保険者間の情報交換）
- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7. 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的

①【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
- ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
- ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
- ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

②【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

①【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

②【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・特定健診データ

以 上